

|  |       |   |     |       |
|--|-------|---|-----|-------|
| 報告番号   | 甲 乙 第 | 号 | 氏 名 | 本多 真隆 |
| 主 論 文 題 名：<br>家族情緒の歴史社会学<br>——近代日本の家族観と家族社会学研究を中心に   |       |   |     |       |
| (内容の要旨)  |       |   |     |       |
| <b>1. 問題の所在</b>  |       |   |     |       |
| <p>本論文は、近代日本の「家族」言説と家族社会学学説史を対象に、家族情緒がどのように論じられ、また理論化されてきたかを探求するものである。</p> <p>近年の家族研究において、家族情緒についての歴史的視座を提供してきたのは、ヨーロッパ社会史研究出自の近代家族論である。この研究領域では、母性愛や夫婦愛、また恋愛結婚といった家族の情緒的關係にまつわる要素は、「近代」以降の家族意識の変容によって定着してきたものであると論じられてきた。その視座は日本の家族史研究にも応用され、近代日本における家族情緒にまつわるイメージや言説は、「近代家族」的な意識の発生とみなされる傾向にあった。</p> <p>しかし、近代日本の「家族」言説には、日本の伝統的家族である「家」と結びつけられた情緒の言説も散見される。そしてしばしばその言説は、「近代家族」的な情緒と分別させる志向をともなっていた。</p> <p>本論文の課題は、「家」と「家庭（近代家族）」のふたつの要素が入り混じる近代日本の「家族」にまつわる言説を、家族情緒という観点から見直し、その俯瞰図を提出することである。近代家族論で提出された、「家」と「近代家族」についての枠組みを部分的に共有しつつも、従来あつかわれてこなかった領域に新たな照明をあてることで、その理論的發展を目指すものである。</p> |       |   |     |       |
| <b>2. 分析の対象</b>  |       |   |     |       |
| <p>以上の問題意識にしたがい、本論文では、近代日本における家族情緒の言説を、特に「家」と関連づけられたものに焦点をあてて検討した。その言説が産出される場をみるにあたって、本論文が重視したのが、公権力と連動した家族論である。具体的には、法制度上の「家」を形成する契機となった民法典論争など法制度をめぐる議論、家族国家観など「イデオロギーとしての『家族制度』」（川島[1957]1983b）の形成に付与した修身教科書や国体論、国民道徳論、そして公娼制度を擁護した存娼論などである。本論文ではこれらの資料から、「家庭」とは分別された「家」の情緒やそこでの夫婦間情緒、また買売春と夫婦間情緒の関連や、擬制的親子の情緒にまつわる言説を分析し、「家（家族制度）」の情緒の言説の特徴や、社会構造からみた発生要因を明らかにする。</p>  |       |   |     |       |

### 3. 本論文の構成と概要

本論文は二部構成である。第一部（第1～3章）では、家族研究において家族情緒がどのように理論化されてきたかを、家族社会学説史を軸に検討した。第二部（第4～7章）では、近代日本の言説を対象に、家族情緒の歴史社会的検討をおこなった。

第1章では、日本の家族研究における、M・ヴェーバーの「ピエテート (Pietät)」概念の受容のあり方を、戸田貞三と川島武宜の著作を中心に検討した。ヴェーバーの「ピエテート」概念は現在、「家」制度における権威服従関係を支える意識として理解されている。戸田と川島はそれぞれ、家族研究における「ピエテート」概念の受容の先駆者であった。検討から明らかになっていくのは、戸田と川島は「ピエテート」概念を、戦前の「家（家族制度）」の権威服従関係と情緒的関係の関連を論じるために用いていたこと、そしてその関係は、「近代家族」の情緒的関係とは性質を異にしていることである。結論部では「家」の影響下にある、近代日本の家族情緒の言説を捉えるうえでは、「情緒概念の多義性」に着目する必要があるという視点を提示する。

第2章では、敗戦直後に展開された「家族の民主化」論における、「家族制度」と「民主主義的家族」の対立を、家族の情緒的関係を中心に検討する。現在、「家族の民主化」論は、「制度から友愛へ」という図式に象徴されるように、「家（家族制度）」と「民主主義的家族」の対比を、後者の情緒的関係を強調する形で描いたとされる。しかし、検討から明らかになるのは、川島武宜や磯野誠一、磯野富士子夫妻といった当時の代表的な家族研究者は、戦前期の「家（家族制度）」を情緒的な空間であるとみなし、その情緒的関係と峻別しながら、「民主主義的家族」を構想していたことである。結論部では、「民主主義的家族」の理念の現代的意義についても議論した。

第3章では、有賀喜左衛門が戦後に展開した「家」と「民主主義」についての議論を、彼の「家」に対する問題意識と照らし合わせながら分析し、そしてその議論が戦後の家族研究においてどのような立ち位置にあるかを探る。有賀喜左衛門は、「家」についての実証的研究で名が知られるが、その政治的立場に着目されることは少ない。しかし有賀は、民主化論者や当時の保守陣営とは違いかたちで、「家」と「民主主義」について多くの議論を展開していた。検討から明らかになっていくのは、「家族」ではなく「家」が「民主化」していくという、戦後の「家」の紐帯の趨勢に対する有賀のまなざしである。

第4章では、1860～1920年代頃までの家族論を対象に、「家（家族制度）」の情緒的関係に関する言説が生成していく過程を検討した。明治初期においては明六社知識人、自由民権論者やキリスト教者などが、旧来の「家族」のあり方を批判する議論（「家庭」論）を展開した。ところがこうした革新的な潮流を受けて、明治中頃から政府の教育方針が保守化し、また民間においても国粹主義的な運動が高まった。そして民法典論争を経て、法制度上の「家（家族制度）」と、そこでの情緒的関係についての言説が形づくられていく。4章ではこうした「家（家族制度）」と関連づけられた情緒の言説の形成過程と、その言説が時代を経るにつれどのように変容していったかを分析した。

第5章では、1890～1920年代における、教育勅語の「夫婦相和シ」についての注釈を対象に、「家（家族制度）」における夫婦間情緒の言説をみていく。国家主導の最高規範が記された教育勅語には、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」と、家族生活に関する徳目もあり、「夫婦相和シ」もそのひとつだった。そして教育勅語は、前章でもみた「家」の情緒の言説と同じく、明治期の政府の保守反動的な動向を背景としている。検討から明らかになったのは、「家」の秩序に抵触しない範囲で定められた、「和」という夫婦間情緒の言説である。

第6章では、1910～1930年代頃の廃娼論、存娼論における「公娼／私娼」カテゴリーの分析から、廃娼・存娼論の家族観と買売春の関連をとりあつかう。廃娼論は第4章でもみた「家庭」論と連動したものであり、存娼論は廃娼論に対抗するかたちであらわれた、公娼制度の擁護論である。ここでは、廃娼・存娼論が依拠していた家族観における夫婦間情緒と買売春の関連と、「性」からみた、近代日本における「家」と「家庭（近代家族）」の規範の対立を分析した。

第7章では、1930年代の存娼論から、「家」の情緒を語る際に動員された語彙を検討する。花柳界においては、抱主と芸娼妓が擬制的親子関係を形成しており、存娼論は、花柳界の家族的なイメージを発信していた。そのため、その関係性にまつわる言説からは、「家」の情緒がどのような語彙で構築されてきたかが見出された。検討からは、「犠牲」と「保護」という言葉で彩られた、花柳界という「家族」とそこでの情緒のあり方を明らかにした。

#### 4. 本論文の結論

本論文が学説研究と歴史社会学研究を通して提示したのは、情緒概念の多義性についての視座と、近代日本における「家」と結びつけられた情緒の言説の所在である。

第一部の検討を通して、1960年代の「核家族パラダイム」の成立前後から家族社会学研究において、農村社会学との分離が起き、また「家族の民主化」論への問題関心が薄まったことから、「家」の情緒をみる視点が後景化していったことを指摘した。

第二部であつかった「家」の情緒の言説は、公権力を背景にしたものである。分析からは、後発国としての国際的立ち位置が「家族」の連帯を強調して国民の一体感を喚起しようという論調にむかったことや、また「一夫一婦制」や「恋愛」など「欧米」の家族道徳を部分的に摂取しながらも、「個人」が家族をつくり情緒的關係を営むという発想を退けるという言説の戦略などを見出した。

さらに、「近代家族」と家族情緒の關係について再検討し、家族情緒を「近代家族」の理論で一元化して把握する枠組みでは、①伝統的家族の情緒への視点、②家族情緒を分断、分節化する言説の戦略、③戦前と戦後の「家」の情緒の連続性、の3点が可視化されにくいことを指摘した。そして家族情緒の相対化を、「近代家族」の相対化としてだけでなく、近現代日本の「家族」の歴史的背景や国際比較を踏まえておこなうことが必要であるという、今後の課題を提示した。